

## 通勤手当について(不公平になり、格差が広がる改正)

通勤手当は所得税・市県民税の計算の上では非課税になる金額が定められています。しかし、社会保険や雇用保険といった大きな意味での社会保険では、すべて課税になっています。今回、この非課税の一部が改正になりました。ただし会社側は、**通勤手当を支給する義務はありません**。給与に含むとすれば問題なしです。あくまでも、好意で従業員等の負担を少なく非課税で出せる手当の一つにすぎません。

区 分		課税されない金額(平成28年1月1日以後)	
		改正後	改正前
交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当		1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000円)
自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55キロメートル以上である場合	31,600円	同 左
	通勤距離が片道45キロメートル以上55キロメートル未満である場合	28,000円	同 左
	通勤距離が片道35キロメートル以上45キロメートル未満である場合	24,400円	同 左
	通勤距離が片道25キロメートル以上35キロメートル未満である場合	18,700円	同 左
	通勤距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満である場合	12,900円	同 左
	通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合	7,100円	同 左
	通勤距離が片道2キロメートル以上10キロメートル未満である場合	4,200円	同 左
	通勤距離が片道2キロメートル未満である場合	(全額課税)	同 左
交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000円)
交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額と の金額との合計額 (最高限度 150,000円)	1か月当たりの合理的な運賃等の額と の金額との合計額 (最高限度 100,000円)

マイカー等交通用具を使用して通勤する者が受ける通勤手当の非課税限度額について、片道15km以上の者に適用されていた上乗せ特例は、平成24年1月1日以後に受けるべき通勤手当より廃止されています。

上乗せ特例とは、通勤距離が片道15km以上である者が受ける通勤手当について、運賃相当額(電車やバス等を利用して通勤しているとみなしたときの通勤定期券1か月当たりの金額(当時上限10万円))が距離比例額(片道の通勤距離に応じた非課税限度額)を超える場合には、運賃相当額までを非課税とする特例のこと

これにより、通勤手当の金額が距離比例額を超える場合は、その距離比例額を超える金額については課税の対象となります。

**EX1 中小企業)**自動車通勤の片道通勤距離が24kmの従業員に月額3万円の通勤手当を支給していた場合、以前はその人が電車やバスで通った場合の1か月の定期券代が3万円以上になれば課税されませんでした。しかし今では30,000円から12,900円を差し引いた17,100円は基本給と同じように所得税等が課税されます。

**EX2 大企業)**東海道新幹線の定期券フレックス(通勤用)を使って東京駅まで通勤する場合、熱海 - 東京間の1か月料金は85,410円、三島 - 東京間は92,220円、新富士 - 東京間は118,740円、**静岡 - 東京間は133,860円(非課税)**  
**新幹線通勤を認めて通勤手当を支給できる大企業優遇の改正ですね!**